

国立市人権・平和のまちづくり審議会による 審議経過及び答申の概要

国立市は、令和5年6月29日付けで国立市人権・平和のまちづくり審議会から「人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定について（答申）」を受けました。

本資料は、答申に至るまでの審議経過及び答申の概要を政策経営部市長室がまとめたものです。答申の全体版は、答申書をご覧ください。

審議会による審議の経過

- 平成31年4月1日 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」（以下「基本条例」）を施行
- 令和元年7月1日 人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、基本条例第16条に基づき、市長の附属機関として「国立市人権・平和のまちづくり審議会」を設置
- 令和元年8月5日 基本条例第9条に基づく基本方針の策定に関する意見について、同審議会に対し市長から諮問
- 令和5年6月29日 審議会による答申（計23回審議会において審議（うち、計11回にわたり、様々な人権課題の当事者等から意見聴取）

諮問書 （一部抜粋）

諮問事項

人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定

諮問理由

市では、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちの実現を目指している。

人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定について、条例が定める以下の事項を含む内容について、貴審議会のご意見を伺うもの。

- (1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念
- (2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること
- (3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること
- (4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること
- (5) 国内外の平和交流に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項

答申の概要

答申書の目次（一部抜粋）

1～2 審議会の役割、審議経過、審議の基本姿勢

3. 多様な人権課題の把握

4. 市が基本方針を策定するに当たっての基本的な考え方

- (1) 基本理念
- (2) 人権教育・啓発の推進について
- (3) 人権救済、相談支援体制について
- (4) 人権に配慮した環境整備について
- (5) 平和施策について

5. 推進体制

- (1) 推進体制について
- (2) スケジュールの策定と財源（予算）確保について

朝鮮半島にルーツのある人、しょうがいしゃ、被差別部落、インターネット上の誹謗中傷、災害時の要援護者、感染症・疾病、女性、職業、高齢者、子ども・若者、ハラスメント、刑を終えて出所した人、性的指向・性自認、アイヌの人々、婚外子に関する人権課題の現状等を各当事者等から聴取

人権侵害を許さないという基本理念の重要性、国際的な視点や基準等も踏まえた対応、市民等へのわかりやすい発信等

関係機関等と連携した推進、人権博物館の設置に向けた検討、学校教育等の充実、当事者に寄り添った対応、継続の重要性等

罰則を含む実効性のある救済手法の検討、加害者へのソーシャル・インクルージョンの理念に関する働きかけ、インターネット上での人権課題への対応、関係機関・団体等と連携した官民一体となった支援のための体制構築、SNS等の活用等

地域のつながりを大切にするコミュニティの創出、働きづらさを抱える人の就労支援、都市基盤のバリアフリー、選挙時の合理的配慮、フルインクルーシブ教育の実現に向けた取組、ジェンダー平等の実現等

原爆・戦争体験の伝承、子どもたちの平和学習の推進、平和文化の推進等

行政内の推進体制の充実、市民や当事者の参画、市職員の参画及び人権意識の向上

各取組を具体的に推進するためのスケジュール策定及び財源確保



炭谷会長（中央）から永見市長（中央右）への答申